05 費用はどのくらいかかるのですか?

A5

法定後見制度の場合、収入印紙、郵便切手など裁判所に審判を請求する 手数料、利用者本人の判断能力を確認するための医師の鑑定や診断などで 10万円前後の費用がかかります。

また後見等が開始されれば、本人の支払い能力に応じて 妥当な報酬を家庭裁判所が審判により決定します。なお、 利用者が低所得のとき、成年後見制度利用支援事業による 補助を受けられる場合もあります。

任意後見制度の場合は、任意後見受任者は本人との契約により報酬が決められます。任意後見監督人選任の申立てには収入印紙、郵便切手などの費用がかかります。任意後見監督人の報酬額は、本人の資力等に応じて家庭裁判所が審判により決定します。



06 成年後見制度は申立てから開始まで どれくらいの期間がかかるのでしょうか?

A6

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえません。 鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取など のために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立て から成年後見等の開始までの期間は、4か月以内となっています。

07 相談するにはどこに行けばよいでしょう



- ○社会福祉協議会
- ○地域包括支援センター
- ○市役所 社会福祉課・高齢福祉課
- ○成年後見センター『リーガルサポート』
- ○日本司法支援センター『法テラス』
- ○家庭裁判所龍ヶ崎支部(法定後見制度)
- ○土浦公証役場(任意後見制度)

などで、詳しい内容をご相談ください

●相談支援業務●

- 成年後見制度に関する情報提供
- ・成年後見制度利用に関する相談
- ・日常生活自立支援事業に関する相談
- ・成年後見制度申立てに関する相談 など

●日常生活自立支援事業●

・判断能力がある方で、福祉サービスの利用に関する相談や手続き代行、生活費の払い戻し、公共料金・福祉サービス利用料金の支払いの支援



●法人後見業務●

- ・権利擁護に関する相談に対して ケース検討会議を実施 (本人の状況確認、支援方針の決定、 後見人候補者の検討調整、法人後 見受任の判断)
- ・当会が法人として成年後見人等の 受任

●広報活動●

- ・各関係機関と連携し、制度や当センターのPR
- ·成年後見制度に関する勉強会や講 習会の開催
- ・各関係機関へのアンケート調査の 実施など



稲敷市社会福祉協議会 稲敷市成年後見サポートセンター

〒 300-0504

稲敷市江戸崎甲 1992 江戸崎福祉センター内 TEL 029-892-5711代 FAX 029-892-5922 E-mail soumu@inashiki-shakyo.or.jp URL http://www.inashiki-shakyo.or.jp/



成年後見制度

_の利用を考えてみませんか?

悪質商法などの 被害が心配

母親に認知症の傾向が。離れて暮らしているので訪問 販売など悪質商法にねらわれたらと心配・・・

将来に不安が・・・

一人暮らしなので、将来、 認知症など病気になったと きのことが不安です。

お金の管理や契約に 自信がない・・・

最近お金の管理や契約に自信がなくなってきました。 財産の管理を安心して任せられる人がいたらと思うのですが・・・・

成年後見制度は、認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約を行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり、 悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援をする制度です。 みなさんの『不安』を『安心』に変える成年後見制度を利用してみませんか?

> 稲敷市成年後見サポートセンター 社会福祉法人 **稲敷市社会福祉協議会**



01 成年後見制度って何ですか?



認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の預 貯金の管理など(財産管理)や、日常生活での様々な契約など(身上監護) を支援していく制度です。支援を受けられるのは次のような法律行為です。

◆財産管理(金銭に関する支援)◆

- ・預貯金や実印・銀行印の管理、 金融機関との取引
- ・印鑑を扱うような契約行為
- ・不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
- ・公共料金など日常生活中での各種支払

- ◆身上監護(生活に関する支援) ◆ -

- ・不動産など、本人の住居確保に関する契 約や費用の支払い
- 通院時の治療や処方箋などの説明を受ける時の同席(ただし、治療行為や検査に関することの代理や同意はできません)
- ・介護サービスや施設に入所するときの契約、入所後の異議申し立てなど
- ・年金や社会保険の手続き

P

成年後見人が行う身上監護

身上監護には事実行為と法律行為があり、成年後見人の身上監護には事 実行為は含まれません。

つまり、実際の日用品の買い物、介護行為は一般に成年後見人の職務ではありません。成年後見人が介護サービス提供事業者等と契約し、適切なサービスが供給されるよう手配することが成年後見人の仕事となります。

02

具体的にはどのような支援を 受けられるのですか?

A2

支援する人が利用者本人に代わって契約などを行ったり(代理権)、本人のみで行った不利益な契約などの行為を取り消す(同意権・取消権)など、本人を保護し、援助を行なうなどです。

- ◆代理権◆ -

本人に代わって契約などの法律行為ができる制度です。たとえば、家事や健康管理を自分自身で行うことが難しい場合は、介護、福祉サービスなど本人の生活や健康管理に必要なサービスの契約や費用の支払いを行ない、さらにサービスが適切に実行されているかを確認します。

· ◆同意権・取消権◆ -

本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人の同意が必要となります。また支援する人の同意がないまま、本人が契約など、法律行為を行った場合には、支援する人がその行為を取消すことができます。

03-1

利用者の状態によって、 受けられる支援は違うのですか?

A3-1

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度という2つの制度があり、さらに、法定後見制度は利用する人の判断能力の程度に応じて3つの制度に分けられています。

	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
対象者(利用者本人)	判断能力が欠け ているのが通常 の状態の方	判断能力が著し く不十分な方	判断能力が不十 分な方	判断能力のある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
同意権取消権	日常生活に関する行為以外の行為(取消権のみ)	法律上定められ た重要行為	本人の同意を得 たうえで、家庭 裁判所が認めた 行為	なし
代理権	本人が行なうすべての法律行為	本人の同意を得 たうえで、家庭 裁判所が定めた 法律行為	本人の同意を得 たうえで、家庭 裁判所が定めた 法律行為	本人との契約で定めた行為

03-2

成年後見制度以外に

何か方法はないの?



日常生活自立支援事業を利用してみましょう。

①利用対象者:認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、

判断能力が不十分な方。療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳の所持、認知症の診断を受けている方に

限られるものではありません。

②サービス内容:福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・

日常生活の事務手続きのお手伝い・書類預かりサービス

田 料・1 時間また

③利 用 料:1時間あたり 1,100円

書類預かり 1ヵ月あたり 500円(契約貸金庫利用)



成年後見制度を利用したいときは どうすればよいですか?

A4

成年後見制度を利用したい場合は次のような手続きをとります。



法定後見制度の利用のしかた

本人の住所地にある家庭裁判所に後見等開始の審判を申し立てます

【申立てのできる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長(身寄りのない高齢者の場合など)、 検察官など

【申立てのとき】

戸籍謄本や医師の診断書など、申立てに必要な書類を提出します。

※申立てに必要な書類については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。



家 庭 裁 判 所

申立人が、法定後見制度をなぜ利用したいか、申立ての理由(本人の生活状況や精神状態など)について申立書に記載して提出します。

それを受けて、審理が開始されます。「後見」「保佐」の審判を開始する際には、 原則として本人の精神状況を医師等に鑑定してもらうことが必要です。

家庭裁判所の調査官が本人や申立人、家族、医師等から本人の精神的な障がいの程度や生活状況を確認して、その事情に応じて、成年後見人等に最も適切と思われる人を選任します。



成年後見人等が支援を開始します



成年後見人等にはどのような人が選ばれるのか?

配偶者や親族・知人以外でも、法律や福祉の専門家、法人(社会福祉協議会や成年後見センター・リーガルサポートなど)など、家庭裁判所が最も適切と思われる人や法人が選任されます。また、複数の成年後見人等を選任する場合もあります。そのほか、成年後見制度の知識に関して、一定の研修を受け、家庭裁判所から選任された「市民後見人」の活動が行なわれている地域もあります。



